

経済要録

国内

◆日本銀行、「金融機関の決済リスク管理について」を公表

日本銀行は、2月1日、「金融機関の決済リスク管理について」を公表した（その内容については『日本銀行調査月報』2000年2月号参照）。

◆東京都、銀行業等に対する外形標準課税制度を東京都議会定例会に提案する方針を表明

東京都は、2月7日、銀行業等に対する外形標準課税制度を平成12年第1回東京都議会定例会に提案する方針を表明した。その概要は以下のとおり。

銀行業等に対する外形標準課税の導入について

(1) 目的

安定的な税収及び税負担の公平性の確保

(2) 根拠

現行事業税の課税標準の特例規定を活用（地方税法第72条の19）

(3) 納税義務者

都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。（都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等）

(4) 課税標準

当該事業年度の「業務粗利益」

※「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」

(5) 税率

3%（ただし、「特別法人」については2%）

(6) 分割基準

現行事業税の分割基準を適用

(7) その他

1) 5年間の時限措置とする。

2) 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

◆日本長期信用銀行の譲渡に係る最終契約書の締結について

日本銀行は、2月9日、日本長期信用銀行の譲渡に係る最終契約書の締結に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、日本長期信用銀行より、金融再生委員会の承認の下、ニュー・LTCB・パートナーズ社及び預金保険機構との間で、同行の譲渡にかかる最終契約書を締結したとの報告があった。また、金融再生委員会、預金保険機構からも、同様の連絡を受けた。

2. 同行の譲渡問題については、わが国金融システムの再生という観点から内外の注目を集めてきただけに、本日最終契約書が締結されたことは、わが国金融システムの信認の向上に一層資するものと考えている。

(別添)

平成12年2月10日

日 本 銀 行

3. 日本銀行としては、特別公的管理の下で日本長期信用銀行の金融機能を維持しつつ、同行の円滑な譲渡に向けて努力されてきた関係者の方々に敬意を表したい。

譲渡後の日本長期信用銀行が、新たな経営陣の下で、わが国金融システムの中にしっかりとした基礎を築きつつ、わが国金融市場や金融機関経営に好ましい刺激を与えることを期待している。

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、2月10日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、2月15日に公表したほか、2月17日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを2月16日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆金融監督庁、「第百生命保険相互会社に対する行政処分について」を公表

金融監督庁は、2月14日、「第百生命保険相互会社に対する行政処分について」を公表した。その内容は以下のとおり。

第百生命保険相互会社に対する行政処分について

第百生命保険相互会社については、当庁による立入検査及びその後の報告徴求の結果、不適切な劣後ローンの取り入れにより、本来算定の根拠とすべきでない本劣後ローンを加味した虚偽のソルベンシー・マージン比率を公衆の縦覧に供したことが確認された。このため、本日、

同社に対し、保険業法第132条第1項に基づき以下の内容の業務改善命令を発出した。

1. 検査結果通知を踏まえた正確なソルベンシー・マージン比率の速やかなディスクロージャー
2. 上記の事実についての責任の所在の明確化
3. 内部管理体制の抜本的強化、法令遵守の徹底、再発防止策の策定等

◆金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取について

金融再生委員会は、2月15日、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取を承認し、同日対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取について

1. 資産買取の概要

(単位：百万円)

	債権元本	買取価格
3 金融機関	5,003	141

(注) 買取対象資産は、資産買取基準により、原則として、破綻懸念先以下に区分される債務者に対する貸出金(仮払金、未収利息、未収金等を含む)とされている。

2. 資産買取手続き

金融機関が預金保険機構に資産買取の申込みを行った後、預金保険機構が買取り価格その他の条件を定め、金融再生委員会の承認を受けて、資産の買取りを決定する。

預金保険機構は、特定協定銀行(整理回収機構)に対して、当該資産の買取りを委託する。

◆政府、預金保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定

政府は、2月18日、預金保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

預金保険法等の一部を改正する法律案の概要

平成13年4月以降の預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度について所要の規定を整備するとともに、交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の1年延長等を行う。

また、当該特例措置終了に向けての環境整備の一環として協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るため、優先出資の発行を認めるとともに、金融機能早期健全化法に基づく資本増強を1年延長する等の手当を行う。

I. 平成13年4月以降の恒久的な預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度

1. 預金保険法の一部改正【恒久措置】

(1) 破綻処理の迅速化

① 事前準備

金融機関に対して、名寄せに必要な預金者データを整備するとともに、そのデータを預金保険機構に迅速に引き継ぐためのシステム対応を図ることを義務付ける。また、預金保険機構から預金等の額を速やかに把握するために資料の提出を求められた場合、磁気テープ等による提出を義務付ける。

② 営業譲渡手続の迅速化・簡素化

営業譲渡等に係る仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可(代替許可)制度を導入する。また、信用金庫等の総会等

の招集手続の特例を設ける。

- ③ 営業譲渡等に伴う債権者保護手続等の特例
営業譲渡等に伴う債権者保護手続を事後的に行う制度を導入するほか、信託業務の承継における受託者更迭手続の特例を設ける。また、被管理金融機関等からの営業譲渡等においては、根抵当権を確定させずに被担保債権とともに譲渡することができる特例を設ける。

(注) 上記①～③のような破綻処理の迅速化のための手当を行うことから、緊急手続は廃止することとする。

(2) 破綻処理の多様化

① 金融整理管財人制度

破綻金融機関の経営権を掌握する公的な管理人（金融整理管財人）制度を導入する。

具体的には、内閣総理大臣は、イ）債務超過と認める場合、ロ）預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合、ハ）預金等の払戻しを停止した場合のほか、ニ）金融機関からの申出を受けて債務超過が生ずるおそれがあると認めるときは、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分ができることとする。なお、金融機関に対しては、イ）債務超過の場合、ロ）預金等の払戻しを停止するおそれがあるときの届出を義務付ける。

また、金融整理管財人は、被管理金融機関の経営者又は経営者であった者の破綻の責任を明確にするため、民事上・刑事上の所要の措置をとることとする。

金融整理管財人による管理は1年以内に終了することとする（1年の延長可能）。

② 承継銀行制度

受皿とする金融機関が直ちに現れない場合に対応するために、承継銀行（ブリッジバンク）制度を導入する。

具体的には、承継銀行は預金保険機構の子会社として設立し、預金保険機構が、承継銀行の業務の円滑な実施のために必要な資金の貸付け又は債務の保証のほか、業務の実施により生じた損失の補てんを行うことを可能とする。また、承継銀行の受皿に対する資金援助を可能とする。

承継銀行の存続期間は2年以内とする（1年の延長可能）。

③ 資金援助が可能になる場合の拡大

営業の全部譲渡の場合のみでなく、営業の一部譲渡（付保預金の移転を含むものとする）の場合の資金援助、営業譲渡・合併等が行われた後の追加的な資金援助、債権者間の衡平を図るための破綻金融機関に対する資金援助を可能とする。

また、資金援助の一環として、受皿に対する資本増強及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを可能とする。さらに、株式取得による資金援助の対象に、銀行及び銀行持株会社以外の会社を加える。

(3) 金融危機への対応

① 危機的な事態（システミック・リスク）

が予想される場合、内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、以下の金融機関の区分に応じそれぞれの例外的措置を講じる必要がある旨の認定を行うことを可能とする。

a) 金融機関 (b) の金融機関を除く)

—— 預金保険機構による株式等の引受け等 (資本増強)

預金保険機構による株式等の引受け等の申込みは、認定を受けた金融機関のみ可能とする。申込みに当たっては、金融機関は経営の健全化のための計画を提出し、内閣総理大臣が資本増強の決定を行う。内閣総理大臣は、当該計画の履行状況の報告を求め、これを公表する。

b) 破綻金融機関又は債務超過の金融機関

—— ペイオフコスト (保険金支払に要すると見込まれる費用) 超の資金援助

認定を受けた金融機関に対して、認定後直ちに金融整理管財人による管理の処分を行うとともに、ペイオフコスト超の資金援助を可能とする。

c) 債務超過の破綻銀行

—— 預金保険機構による全株式の取得 (特別危機管理銀行)

認定と同時に預金保険機構が当該認定を受けた銀行の株式を取得することを決定し、官報公告により、預金保険機構が当該株式を取得する。また、特別危機管理銀行の新取締役等は、旧経営者の経営の責任を明確にするため、民事上・刑事上の所要の措置をとることとするほか、受皿に対するペイオフコスト超の資金援助等も可能とする。なお、当該措置は、受皿への営業譲渡等によりできる限り早期に終了させる。

(注) c) の措置は、b) の措置では危機的な事態を回避できない場合にのみ認定することができる。

② 金融危機への対応に係る業務を行うための勘定として、危機対応勘定を設ける。また、機構による当該業務に必要な資金の借入れ又は債券の発行について政府保証を付すことを可能とする。

③ 例外的措置に係る財源として、事後的に金融機関から負担金を納付させる。また、金融機関の負担だけでは我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるときは、財政措置を講じることを可能とする。

(注) 金融機関の負担金の額は、納付すべき年度の前年度末の全負債の残高を基準に算出する。

(4) 預金保険の付保対象等の改正

① 金融債 (権利者を確知できるものに限る)、公金預金・特殊法人預金、預金利息を新たに付保対象とする (公金預金・特殊法人預金は政令事項)。

(注) 各預金者の保険金の額は、保険金支払限度額までの元本+その元本に係る利息とする。なお、保険金支払限度額は現行水準 (1000万円、政令事項) に据え置く。

② 協同組織金融機関の連合会を新たに預金保険の対象とする。

③ 保険金支払の場合のみでなく、資金援助の場合にも預金等債権の買取りを可能とする。

④ 保険料の算定基礎を、付保預金の年度末残高から年度中の平均残高に変更する。

(注) 金融機関の経営の健全性に応じた保険料率を導入することも可能とする。

(5) その他

- ① 破綻金融機関における保険金相当額までの預金の払戻し及び資産価値減少防止のための破綻金融機関の貸付けを可能とするために、預金保険機構から破綻金融機関へ必要となる資金の貸付けをできるようにする。
- ② 破綻処理等の円滑な実施を確保するための金融機関に対する報告徴求及び立入検査の規定を設ける。
- ③ 時限措置である協定銀行（整理回収機構）の受皿機能及び破綻金融機関等からの資産買取りを預金保険機構が協定銀行へ委託する制度を、当分の間の措置とする。

2. その他の法律の一部改正【恒久措置】

(1) 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

- ① 民事再生法の特例（監督庁による再生手続開始の申立、再生手続における預金保険機構の預金者代理権限等）を規定する。
- ② 更生手続又は民事再生手続開始後における保険金相当額までの預金の払戻しを可能とする。

(2) 信託業法の一部改正

- ・ 信託財産の受益者保護の観点から、信託会社が信託財産として所有する登録社債及び登録国債について、第三者対抗要件の規定を整備する。

(3) 信用金庫法等の一部改正

- ・ 協同組織金融機関の破綻処理方式の多様化を図るため、商法の整理手続を協同組織金融機関に準用できることとする。

II. 交付国債の増額

○ 預金保険法の一部改正【時限措置】

預金保険機構に交付する国債を、既に交付している7兆円に追加して、6兆円増額する。

III. 預金等全額保護の特例措置の延長等

○ 預金保険法の一部改正【時限措置】

- (1) 時限措置であるペイオフコスト超の資金援助及び預金等債権の買取りの特例の適用期限を1年延長して、平成14年3月末までとする。

(注) 特別保険料の納付期間についても1年延長するほか、特例業務勘定の廃止についても1年延長して、平成15年3月末とする。

- (2) 当座預金、普通預金等の流動性預金を預金等全額保護の特例措置終了後1年間（平成15年3月末まで）全額保護する。

(注) この間、全額保護する流動性預金については、他の預金よりも高い保険料を求める（保険料率は、預金保険機構の運営委員会において決定）とともに、臨時金利調整法（告示）により金利規制を課す。

IV. 協同組織金融機関の経営基盤強化

1. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正【恒久措置】

全国を地区とする連合会のみでなく、個別の信用組合、信用金庫、労働金庫その他の協同組織金融機関も優先出資の発行を可能とする。

2. 金融機関の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正【時限措置】

現在、早期健全化法に基づく資本増強の対象となっている協同組織金融機関のうち上記

1. の改正により優先出資の発行が可能となる協同組織金融機関について、資本増強が容易となるよう同法の適用要件を見直すとともに、その適用期限を1年延長して、平成14年3月末までとする。

3. 預金保険法の一部改正【時限措置】

平成8年の預金保険法改正前の信用組合の破綻処理に伴い信用組合協会が行っている債権回収業務を、整理回収機構に円滑に一元化する。

具体的には、信用組合協会が回収業務を行っている旧破綻信用組合の不良債権を代物弁済として譲り受けた金融機関から、当該債権を預金保険機構が買い取るとともに、その売却に伴う損失の範囲内で預金保険機構が損失を補てんすることができるようにする。

(注) 預金保険機構は、資産の買取りを行うことを整理回収機構に委託することができる。

V. その他

1. 施行期日

(1) 恒久的な預金保険制度及び金融機関の破綻処理制度に係る措置、預金等全額保護の特例措置の延長等については、平成13年4月1日から施行する。

(2) 協同組織金融機関の連合会を新たに預金保険の対象金融機関とする措置、交付国債の増額、協同組織金融機関の経営基盤強化に関する措置については、公布の日から起算して、

1月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

2. その他

その他所要の経過措置等に関する規定を設ける。

◆法制審議会総会、「商法等の一部を改正する法律案要綱」を決定

法制審議会総会は、2月22日、「商法等の一部を改正する法律案要綱」を決定し、法務大臣に答申した。その概要は以下のとおり。

「商法等の一部を改正する法律案要綱」の概要

会社が、その組織の再編成を容易に行い得るようにするため、その営業を新たに設立する会社又は既存の会社に承継させるとともに、これらの会社の発行する株式を分割をする会社又はその株主に割り当てる会社分割法制を整備するためのものである。

1 立法の目的

(1) 企業の再編成のための法整備

- ・ 平成9年 合併法制の合理化
- ・ 平成11年 株式交換制度の導入
- ・ 平成12年 会社分割法制の創設（予定）

(2) 会社分割法制のニーズ

- ・ 持株会社の下にある子会社の分割による企業の再編成を促進する。
- ・ 事業部門の会社化による経営の効率性を向上させ、経営の監督の実効性を確保する。

- ・ 独占禁止法の市場集中排除規制をクリアするための分割を可能とする。
- ・ コングロマリット・ディスカウントの排除による株価の上昇が期待できる。
- ・ 中小企業の株主間の紛争を会社の分割により解決することを可能とする。
- ・ 分社の手続を効率化する。

(3) 諸外国の分割法制

- ・ アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、EU等は、いずれも会社分割法制を有し、企業の再編成のための法整備がされている。

2 法律案要綱（答申）の概要

(1) 新設分割の制度の創設

分割により設立した会社に、分割をする会社の営業を承継させる「新設分割」の制度を創設する。

(2) 吸収分割の制度の創設

既に存在する他の会社に、分割をする会社の営業を承継させる「吸収分割」の制度を創設する。

(3) 分割に際して発行する株式の割当ての方法

分割に際して発行する株式の割当ての方法として、分割をする会社にこれを割り当てる方式（物的分割）及び分割をする会社の株主に割り当てる方式（人的分割）を採用する。

(4) 分割の手続

- ・ 分割計画書（新設分割の場合）又は分割契約書（吸収分割の場合）の作成
- ・ 分割計画書等の事前開示
- ・ 分割計画書等の株主総会の特別決議によ

る承認

- ・ 反対株主の株式買取請求権
- ・ 債権者保護手続
- ・ 分割の登記
- ・ 分割事項を記載した書面等の事後開示

(5) 簡易な分割手続

株主総会の特別決議を要しない簡易な分割の手続を整備する。

(6) 分割の効果

分割により設立した会社等は、分割計画書等の定めるところにより、分割をした会社の権利義務を包括的に承継する。

(7) 分割無効の訴え

分割手続等に瑕疵があった場合等には、株主等は、分割無効の訴えを提起することができる。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、2月24日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また1月17日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを2月29日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添)

平成12年2月24日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆日本銀行、「2月29日（閏日）の日銀ネットの稼働結果について」を公表

日本銀行は、2月29日、「2月29日（閏日）の日銀ネットの稼働結果について」を公表した。その内容は以下のとおり。

2月29日（閏日）の日銀ネットの稼働結果について

2000年2月29日
日 本 銀 行

本日、日銀ネットは正常に稼働を終了しました。

◆現行金利一覧 (12年3月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ^() 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.2	11.10. 8 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.20	11.10. 8 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.20	11.10. 8 (2.30)
・住宅金融公庫	2.80	12. 3.13 (2.75)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	1.10	12. 3.10 (0.95)
(期間5年～7年)	1.55	12. 3.10 (1.35)
(期間7年以上)	2.00	12. 3.10 (1.90)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (12年3月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.762</u>	<2月債> 1.626
	表面利率 (%)	<u>1.8</u>	1.7
	発行価格 (円)	<u>100.32</u>	100.63
割引国債 (5年)	応募者利回り (%)	<1月債> 1.137	<11月債> 1.137
	同税引後 (%)	0.927	0.927
	発行価格 (円)	94.50	94.50
政府短期証券		(12年3月13日発行分～)	(12年3月6日発行分～)
	応募者利回り (%) 発行価格 (円)	<u>0.051</u> <u>99.987</u>	<u>0.046</u> <u>99.988</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.929</u>	<2月債> 1.729
	表面利率 (%)	<u>1.9</u>	1.7
	発行価格 (円)	99.75	99.75
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<3月債> <u>1.947</u>	<2月債> 1.746
	表面利率 (%)	<u>1.9</u>	1.7
	発行価格 (円)	99.60	99.60
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<3月債> 1.300	<2月債> 1.300
	表面利率 (%)	1.3	1.3
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債		<3月後半債>	<3月前半債>
	応募者利回り (%)	0.200	0.200
	同税引後 (%)	0.170	0.170
	割引率 (%) 発行価格 (円)	0.19 99.80	0.19 99.80

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度理事会 (FRB)、経済見通しおよび金融政策運営等に関する報告書を議会に提出、併せてグリーンズパン議長、上下両院の銀行委員会で証言

グリーンズパンFRB議長は、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期に一度の報告書を議会に提出し、併せて下院および上院の銀行委員会（下院：2月17日、上院：23日）において議会証言を行った。

◆バーゼル銀行監督委員会、「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、2月29日、銀行における流動性管理を評価するための諸原則をまとめた「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」（原題：Sound Practices for Managing Liquidity in Banking Organisations）を公表した（「はじめに」の部

分の仮訳は、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている。

◆中国、第9期全国人民代表大会第3回全体会議を開催

中国では、3月5日から15日にかけて、第9期全国人民代表大会（全人代）第3回全体会議が開催された。同会議において政府が提示した2000年のマクロ経済目標は以下のとおり。

（財政赤字と登録失業率以外は、前年比％）

	98年 （実績）	99年 （実績）	2000年 （目標）
実質GDP成長率	7.8%	7.1%	7%前後
全社会固定資産投資	14.1%	5.2%	10%前後
輸出入総額	△0.4%	11.3%	3.0%
消費者物価上昇率	△0.8%	△1.4%	昨年並みかやや高め
財政赤字	960億元	1,797億元	2,299億元
登録失業率（都市部）	3.1%	3.1%	3.5%前後

（注）財政赤字は、99年以前はプライマリーベース。2000年より債務利払いを含むベース。

◆ロシア中央銀行、公定歩合を引き下げ

ロシア中央銀行は、3月7日、公定歩合を引き下げた（45%→38%）。